

＜対象事件＞ 観光あいちの促進に関連する事業に関する財務事務の執行について

＜選定理由＞ 近年、観光を取り巻く環境は大きく変わり、特に、訪日外国人旅行者数は、平成20年秋のリーマン・ショックや日中・日韓関係の悪化、平成23年に発生した東日本大震災等の影響を受けていったんは減少したにも関わらず、その後の国による訪日ビザ要件の緩和等の施策が奏功したほか、円安も追い風となって、平成22年の861万人から平成27年の1,973万人へと2倍を超える伸びを記録した。今後、平成32年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、訪日外国人旅行者数の更なる伸びが期待されている。こうした中、県は平成27年を「あいち観光元年」とすることを宣言し、観光を「モノづくり」に続く、新たな戦略産業に位置づけている。

県は平成28年2月に、最新の国の動向や社会・経済情勢の変化を踏まえ、観光振興施策を戦略的、計画的に推進するために、「あいち観光戦略」を策定した。また、「観光あいちの推進」として106億円の予算（平成29年度当初予算）を割り当てている。そこで観光あいちの促進に関連する事業に関する事務の執行をテーマとして選定し、事務の執行が、関連する法令及び条例・規則等にしがたがって執行されているかについて検討し、あわせてこれらの事務の執行について3E（有効性、効率性、経済性）の観点から総合的に監査を行うことを考えた。

＜指摘・意見＞ ※ 法令や規則等に違反している、あるいは著しく不当であり、是正措置が必要と考える事項については【指摘】（5件）、法令や規則等に違反していないが、自治体運営の有効性・効率性・経済性を踏まえた結果、是正措置の検討が望まれる事項については【意見】（49件）と表記した。なお、本紙では主な指摘及び意見について、以下、【指摘】は■、【意見】は▲で記載しており、指摘及び意見の文末の括弧内の数字は報告書の該当ページを指す。

#### 【県の観光振興のさらなる推進に向けて】

▲ 平成32年度までの5年を期間とした「あいち観光戦略」の達成に向けて、「あいち観光戦略」に含むべき施設等の範囲が十分であるかについても常に検討しながら取組を継続し、次回の「あいち観光戦略」の見直しの際には、戦略の優先順位の明確化や、「観光県ーあいち」として目指す姿の達成までの長期的なロードマップの作成等について、戦略的・網羅的・体系的に検討する必要がある。（86ページ参照）

#### 【体験型コンテンツの利用増加に向けた更なる取組について】

▲ 地域の旅行消費と滞在時間には強い相関があり、滞在時間の長期化に向けては体験型のコンテンツや、着地型ツアーなどを充実させることが重要である。本監査においては三河山間地域における外国人受け入れ態勢の拡充（P.105）、「VISIT 愛知県」のホームページは日本語のみ（P.110）など、外国人旅行者も含めて体験型コンテンツを利用するための環境が十分ではない点が認められた。県の体験型コンテンツにはさらに拡充の余地が存在するものといえる。既に県は様々な施策を通じて体験型コンテンツの拡充に努めてはいるものの、この取組をさらに強化することが望まれる。

限られた人員・予算の中において、様々な施策を同時に実施することは困難なことから、まずは「楽しい国日本」の実現に向けて（提言）【施策集】等を活用して体験型コンテンツの拡充に向けた情報を収集し、今後、どのような施策を重点的に実施するかを検討することが望まれる。（87ページ参照）

#### 【県庁内の観光マインドの醸成について】

▲ 関係部局へのヒアリングでは、「あいち観光戦略」に掲載されていない事業でも、観光施策の推進のために真摯に取り組んでいる事例が多数見受けられた。しかし、振興部以外の部局では、こうした事業を観光施策と位置づけられることへの戸惑いもあったことから、県が一丸となって観光施策を推進するため、以下を提言する。

ア 県の職員研修において観光をテーマにしたコマを設ける 振興部以外の職員も観光資源に関する知識を共有することで、県の観光人材の底上げを図る。日々の生活の中で、県の観光施策を体系的に学ぶことは難しいことから、例えば、新入職員研修、年次研修等で、県の観光に関するコマを設けることにより、県の職員が県の観光に関して考える場を設けることが望まれる。（89ページ参照）

イ 日々の業務における観光目線の意識について 既に各部局において行っている施策や、保有している施設は観光資源としてのポテンシャルを有するものが多数あることを認識し業務に取り組むことにより、県職員のより一層の観光マインドを醸成することが望まれる。（90ページ参照）

#### 【観光振興のための人材育成の充実について】

▲ 県の観光振興の課題の一つには県民に県の魅力が理解されていないことが挙げられる。県内観光資源の魅力に気付いてもらい、観光振興に向けた機運を高める観点から、県民に対する観光人材を育成するための施策を更に促進することが望まれる。（90ページ参照）

#### 【DMOとの役割分担の明確化について】

▲ 県の業務の中にはプロモーション活動などDMOにおいて実施することが期待される業務が含まれており、DMOとの役割分担において課題が認められた。

現在県が行っている施策・事業のうち、どのようなものを継続的に県で実施し、どのような施策・事業をDMOにおいて実施すべきかといった役割分担を明確にすることが望まれる。

役割分担の例としては、県は行政機関として観光地付近の交通対策、都市計画や景観規制を通じた観光資源の保存、大型クルーズ船誘致のための港湾整備、MICE誘致強化に向けたコンベンションセンターの設置、観光ビジネスを推進するための条例制定（又は規制緩和）、などといった観光全般の戦略策定に注力し、それ以外のプロモーション活動などはDMOが実施することが望ましいと考えるが、この点は県とDMOの予算・人員規模に応じて検討すべき事項と考える。（92ページ参照）

#### 【災害発生時における外国人旅行者に向けた情報提供体制について】

▲ 愛知県は南海トラフ地震や水害、高潮など様々な災害リスクを有している。災害時の外国人支援に備え、県は「愛知県災害多言語支援センター」を設置しているが、観光地や滞在先のホテルにおいて被災した外国人旅行者が、市町村役場や避難所まで移動することは容易ではないものと推察される。外国人旅行者に特化した災害時の情報提供の在り方について改めて検討することが望まれる。（115ページ参照）

#### 【愛知県国際展示場会議室利用料金のモニタリングについて】

▲ 平成31年9月に開業する国際展示場の会議室使用料は一定の方針のもとで決定しており、その算定の方法及び過程は一定の合理性が認められる。なお、公共施設等運営権者は、愛知県国際展示場条例に基づき、使用料の額の一・三倍を上限（下限なし）として、利用料金を定めることができる。利用料金については、施設の利用状況や環境の変化に応じて、絶えず見直される性質のものであると考えられるため、県は開業後も利用状況等について継続的なモニタリングを行い、将来的に、料金設定が実態に適合しない場合は、柔軟な対応が望まれる。（123ページ参照）

#### 【愛知県体育館指定管理料の精算規程の検討について】

▲ 「平成30年度愛知県体育館の管理に関する年度別協定」によると、収入及び人件費以外の支出について、収支計画と実績が乖離していても、精算は行わないこととしているため、適切な指定管理料の算出には、指定管理者から提出された「収支計画」の精度が重要となる。収支計画と実績が乖離する可能性がある場合には、必要に応じて年度別協定に適切な精算規程を盛り込むことについて検討することが望まれる。（144ページ参照）

#### 【その他】

■ 愛知県民の森物品の取扱いについて  
愛知県民の森の使用料は、「愛知県レクリエーション施設条例」にて定められている。その中にはビデオテープレコーダーの使用料も定められているが、実際には老朽化のため既に処分されていた。条例に定めがあるにも拘らず同レコーダーがない状態が平成24年から6年も経過しているため、同レコーダーの利用者ニーズなどを踏まえ、会議室等附属設備の対象から除外すべきかどうかの検討を早期に行う必要がある。（138ページ参照）

■ 文書施行時の施行日の記入について  
「愛知県公印取扱規程」の第3条において、「公印を使用しようとする者は、施行する行政文書に決裁文書又は証拠書類を添えて、管守者又は公印取扱者の承認を得なければならない。」と定めがあり、公印使用が承認された場合には、決裁文書の「公印使用承認印」欄に押印するとともに、「文書事務の手引」に基づき、押印した決裁文書の「施行日等」欄に施行日の記載が必要となる。今回、公印が使用された決裁文書について確認したところ、いくつかの文書について施行日の記載漏れがあった。

手引に従い、施行日を明確にするため、施行日の記入は漏れなく行う必要がある。（143ページ参照）

■ 「愛知県美術館展示室利用許可申請書」の適切な運用について  
「愛知県美術館展示室利用許可申請書」において不備（①申請書の提出日に日付の記入がない②申請書の受付印がなく受付日が不明であった③申請書の提出日の記載誤り）が発見された。申請者が正しく申請書を記載しているか確認する必要がある。また、受付印は受付日を示すものなので、正しく押印する必要がある。（146ページ参照）

■ 「愛知県美術館展示室利用変更許可申請書」の適切な運用について  
「愛知県美術館展示室利用変更許可申請書」において、申請書の受付印がなく受付日が不明であったケースが存在した。受付印は受付日を示すものなので、正しく押印する必要がある。（147ページ参照）

■ 「愛知県文化活動事業費補助金の交付決定について（通知）」の適切な運用について  
県は文化芸術の振興を図るため、県内で活動する文化団体が行う各種文化活動に対し「愛知県文化活動事業費補助金」による助成を行っている。補助対象事業として交付決定した文化団体に対して「愛知県文化活動事業費補助金の交付決定について（通知）」を交付しているが、申請日に誤りがあったケースが存在した。申請日について、正しく記載したうえで通知を交付する必要がある。（147ページ参照）